直接支給(特定業務用 13 版)

「特定業務用Ｂ－ＣＡＳカード」申込みのご案内（13 版）

申込みにあたってのご注意

１．特定業務用Ｂ－ＣＡＳカードは、専ら特定の事業・業務向けに製造販売される受信機器（業務用機器）で使用するＢ－ＣＡＳカードです。（ＢＳ・ＣＳ・地上共用Ｂ－ＣＡＳカード(赤色のカード)等が同梱されている市販機器を業務用に利用する場合は、そのカードをそのままお使いください。）

２．特定業務用Ｂ－ＣＡＳカードは、(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（Ｂ－ＣＡＳ社）から、業務用機器を所有又は管理する事業者の方に貸与（使用許諾）するものです。申込みの前に、この案内に添付の「特定業務用Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款」を必ずお読みください。

３．申込みは原則としてカード使用者が直接行ってください。申込書と一緒に「特定業務用Ｂ－ＣＡＳカード同意確認書」を提出していただきます。納入メーカー等が申込みをすることも可能ですが、その場合も、申込書と一緒にカード使用者の同意確認書を提出していただく必要があります。

４．特定業務用Ｂ－ＣＡＳカードの主な使用条件は次のとおりです。（詳しくは約款を参照）
①同意確認書に記入していただく[カードの使用条件]（用途・使用機器など）の範囲内で使用してください。それ以外の受信機器や一般のテレビ視聴で使用することはできません。
②カードの使用にあたっては、関連する法令や規約等（放送法、著作権法、不正競争防止法、各種受信契約等）を遵守しなければなりません。

５．カードの用途や使用条件が上記と異なる場合、その他ご不明の点がある場合は、末尾記載の＜お問合せ先＞までお問合せください。

申込みの方法

１．「特定業務用Ｂ－ＣＡＳカード申込書」に漏れなく記入してください。
また、「特定業務用Ｂ－ＣＡＳカード同意確認書」に必要事項を記入し署名してください。

２．申込書と同意確認書を一緒に下記の宛先まで郵送してください。

〒２３１－８６９１
横浜港支店　私書箱第１０５号
㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

３．特定業務用Ｂ－ＣＡＳカードのカード使用料は１枚あたり２,３１０円（消費税込み）です。
申込んだカードの枚数分に相当する金額を下記口座に振込んでください。なお、振込手数料は申込者負担でお願いします。

みずほ銀行　内幸町営業部　普通　３５０５５５７
㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

４．送付された書類と料金の振込を確認の後、約１週間以内に、指定の送付先にカードを郵送いたします。但し、記入に不備がある場合や「特定業務用Ｂ－ＣＡＳカード同意確認書」が添付されていない場合は、カードの送付が遅れたり、書類の再提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

＜お問合せ先＞Ｂ－ＣＡＳカスタマーセンター
電話：０５７０－０００－２５０
（ＩＰ電話から）０４５－６８０－２８６８

株式会社 ビーエス･コンディショナルアクセスシステムズ

直接支給(特定業務用 13 版)

特定業務用Ｂ－ＣＡＳカード 申込書（13 版）

(株) ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ
Ｂ－ＣＡＳカスタマーセンター　御中

(申 込 者)
住　　所：
会 社 名：
氏　　名：　　印

私は、下記の［申込条件］及び[個人情報の取扱いについて]に同意の上、特定業務用Ｂ－ＣＡＳカードを申込みます。

申　込　日	２０　　年　　月　　日
申 込 枚 数 (※1)	〔　　〕枚
カ ー ド 送 付 先 カードが確実に届くよう会社名･部署･受取人名まで詳しく書いてください	〒
連 絡 ・ 問 合 せ 先	(氏名)　　(電話)
支　払　金　額	金２，３１０円／枚（消費税込み）×〔　　〕枚＝　　円
支　払　方　法 (※2)	下記の指定口座に振込みます。(振込手数料は申込者負担) みずほ銀行　内幸町営業部　普通　３５０５５５７ ㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ
振　込　予　定　日 (※2)	２０　　年　　月　　日

※１　送付されたカードの枚数に過不足があった場合には、速やかにＢ－ＣＡＳカスタマーセンターに連絡してください。カード受領後７日以内に連絡がなかった場合には、過不足なしとみなします。
※２　所定の支払金額の振込みを確認の後、カードを送付します。

［申込条件］
１．本申込書に漏れなく記入し、「特定業務用Ｂ－ＣＡＳカード同意確認書」を添付して送ってください。
２．記入に不備がある場合や前項の同意確認書が添付されていない場合、カードの送付が遅れたり、書類の再提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

[個人情報の取扱いについて]

(株)ビーエス･コンディショナルアクセスシステムズ　個人情報保護管理担当取締役

1. ご記入いただいた個人情報は、カードの申込み･発送等に関するご本人への連絡･問合せのために利用し、ご本人の同意を得ることなく他に利用及び提供することはありません。また、個人情報の取扱いを委託する場合は、当社の厳正な管理の下で行います。
2. ご本人の個人情報の開示、利用目的の通知、訂正･利用停止等の請求、及び個人情報の取扱いに関する苦情、問合せは、次の窓口で受け付けます。　Ｂ－CASカスタマーセンター　電話:0570-000-250（IP電話からは045-680-2868）

B-CAS 社記入欄

株式会社 ビーエス･コンディショナルアクセスシステムズ

直接支給(特定業務用 13 版)

（株）ﾋﾞｰｴｽ･ｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅﾙｱｸｾｽｼｽﾃﾑｽﾞ　御中

特定業務用Ｂ－ＣＡＳカード 同意確認書

私は「特定業務用Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款」に同意して契約し、以下の条件により特定業務用Ｂ－ＣＡＳカードを使用します。また、下記[個人情報の取扱いについて]に同意します。

[カードの使用条件]

用　途　区　分 （□欄にチェック）	□ホテル・病院等のための特別な受信機器（一般市販のテレビ等の利用を除く） □受信機のレンタル・リース等 □その他（　　）
具体的な用途	
カード枚数	〔　　〕枚　（申込書から転記）
使　用　機　器 （注）	メーカー： 機器名称： 型名･型式：

（注）使用機器が複数種類の場合は適宜の用紙に記載し添付してください。

[カード使用者（契約者）]（カード使用者が「使用許諾契約約款」に同意して署名します）

記　入　日	２０　　年　　月　　日
法人名又は氏名（※） （法人契約は社印）	（記名捺印又は自署） （印）
所在地又は住所（※）	
電話番号（※）	
担当者所属・氏名 （法人の場合のみ）	

（注）（※）は必須項目です。ご記入がない場合、カードを使用できないことがありますのでご了承ください。

[申込者・申込日]（この欄は、申込者が上記のカード使用者と同一の場合は記入不要です）

申込者（法人名又は法人名と氏名）（申込書から転記）	申込日（申込書から転記） ２０　　年　　月　　日

[個人情報の取扱いについて]

（株）ﾋﾞｰｴｽ･ｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅﾙｱｸｾｽｼｽﾃﾑｽﾞ 個人情報保護管理担当取締役

1. ご記入いただいた個人情報は、カードの使用・管理等に関するご本人への連絡・問合せのために利用し、ご本人の同意を得ることなく他に利用及び提供することはありません。また、個人情報の取扱いを委託する場合は、当社の厳正な管理の下で行います。
2. [カード使用者(契約者)]の欄の(※)は必須項目です。ご記入が無い場合、カードを使用できないことがありますのでご了承ください。
3. ご本人の個人情報の開示、利用目的の通知、訂正・利用停止等の請求、及び個人情報の取扱いに関する苦情、問合せは、次の窓口で受け付けます。　Ｂ－CASカスタマーセンター 電話:0570-000-250（IP電話からは045-680-2868）

B-CAS 社記入欄

株式会社 ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

お客様控え

特定業務用Ｂ−ＣＡＳカード使用許諾契約約款（ＫＢ００１１Ｉ）

特定業務用Ｂ－ＣＡＳカード（以下「カード」という）は、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下「当社」という）が受信機器メーカーと契約し、専ら特定の事業・業務向けに製造販売される受信機器（一般視聴者向け市販機器は含まない）に同梱しているものです。
当社は、受信機器を所有または管理する事業者（以下「お客様」という）に、この約款の契約に基づいてカードを貸与します。お客様がこのカードのパッケージを開封すると、この約款に同意し当社との間に契約が成立したものとみなしますので、開封前にこの約款を必ずお読みください。

第１条（カードの使用目的）
このカードには受信機器を制御する集積回路（ＩＣ）が内蔵されており、地上デジタルテレビジョン放送、ＢＳデジタル放送および１１０度ＣＳデジタル放送の受信機器において、各種放送サービスを受信する目的で使用されます。

第２条（カードの所有権と使用許諾）
このカードの所有権は、当社に帰属します。
２．お客様は、この契約に基づき、お客様の事業・業務において、以下の受信機器でのみこのカードを使用することができます。
①このカードが同梱されていた業務用の受信機器（受信機器のレンタル・リース等での使用を含む）
②その他、当社が特にこのカードの使用を認めた受信機器

第３条（カードの管理）
お客様は、このカードをカードが同梱されていた受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難および破損することのないように、十分注意をしなければなりません。

第４条（カードの故障交換）
当社は、受信機器を購入後３年以内であり、かつお客様の不適切な取扱いによるものでないカードの故障の場合には、そのカードを無償で交換します。それ以外の場合は別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換となります。

第５条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）
当社は、お客様からカードの破損、紛失、盗難等による再発行の要望を受けた場合、そのカードの再発行を行います。この場合、お客様は当社に、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。
２．再発行するカードが第８条の禁止事項に違反して使用される恐れがある場合、再発行をお断りすることがあります。

第６条（カードの交換依頼）
カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、カード交換をお願いすることがあります。

第７条（受信機器の廃棄、譲渡を行う場合のカードの処理）
受信機器を廃棄または譲渡する場合、カードは当社に返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第８条（禁止事項）
このカードを第２条第２項の使用許諾条件に反して使用することはできません。
２．カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
３．このカードを使用して関係する法令や規約等（例えば、放送法、著作権法、不正競争防止法、各種受信契約等）に違反する行為を行うことはできません。
４．カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
５．カードをレンタル、リース、賃貸または譲渡等により、第三者に使用させることはできません。但し、第２条第２項の使用許諾条件の範囲内で、レンタル･リース等を行う受信機器とともに第三者に使用させる場合を除きます。

第９条（損害賠償）
お客様が第８条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第１０条（免責事項）
当社は、この約款に別段の規定のある場合のほか、カードの使用に関して発生したお客様の損害について、当社に故意または重大な過失があった場合を除き、一切の責任を負いません。

第１１条（約款の変更）
この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（https://www.b-cas.co.jp）に掲載します。

［別表］カード再発行費用
第４条および第５条第１項に規定するカード再発行費用
２,３１０円（送料、消費税込み）

株式会社 ビーエス･コンディショナルアクセスシステムズ